

同等品申請に関して

- 1 記載の各備品の仕様は参考であり、備品の納入にあたっては、仕様書の名称、数量に基づき、寸法、機能等が同等品又は同等品以上のものを納入すること。
- 2 同等品を申請する場合は、仕様がわかる別添「物品明細（同等品申請用）」及びカタログ等のコピーを添付し、令和3年8月27日までに担当課へ提出すること。
- 3 同等品を申請する場合のカタログは、物品ごとに提出すること。
- 4 同等品の承認及び不承認は、申請を受けた日から3日以内（閉庁日を除く）に回答する。
- 5 同等品申請において不承認の物品については、参考品を納入するものとする。
- 6 参考品仕様についての質疑は、担当課に問い合わせることとする。

内訳書の提出について

契約締結前において、各備品の金額の詳細（内訳書）を発注者に提出すること。